

# 「経済財政運営と改革の基本方針2016」 を踏まえた取組について

平成28年8月2日  
文部科学省

## 「経済・財政再生計画」に掲げられた歳出改革について（文部科学省の取組）

文部科学省では、「経済財政運営と改革の基本方針2015」及び「経済財政運営と改革の基本方針2016」の歳出改革等の考え方に基づき、少子化の進展や学校教育現場における諸課題等への対応、民間資金の導入促進、予算の質の向上・重点化、エビデンスに基づいたPDCAサイクル等の観点を踏まえつつ、平成29年度概算要求に反映又は制度改革等を推進していく。主な例は以下の通り。

### <公的サービスの産業化>

- ・国立大学の経営力強化（民間との共同研究、学生の修学支援に係る事業への個人からの寄附金について所得控除と税額控除の選択制度導入、クロスアポイントメント制度の活用）
- ・産学連携関係施策のマッチング・ファンド型制度の適用加速等による民間資金導入の促進

### <インセンティブ改革>

- ・国立大学の経営力強化（自己収入獲得努力に応じた予算配分、自己変革・新陳代謝の促進）

### <公共サービスのイノベーション>

- ・ICTを活用した遠隔授業の拡大

### <ワイズスペンディング>

- 学校の業務効率化・業務改善

- 教職員定数の見通し、教育におけるエビデンスの提示

# 「経済・財政再生計画」に掲げられた歳出改革について

## 1. 事業名／施策名 「国立大学経営力戦略」に基づく国立大学の経営力強化

(分類:「公的サービスの産業化」、「インセンティブ改革」)

## 2. 概要

国立大学には、社会変革のエンジンとして、「知の創出機能」を最大化していくことが求められおり、そのような社会からの期待に応え、その役割を十分に果たしていくため、戦略的な資源配分構想を前提とした「経営的視点」をもった大学運営を行い、自己変革・新陳代謝の促進を図り、かつ、その運営を支える財務基盤について、民間資金も活用しながら強化を図っていくことが必要。平成27年6月に策定した「国立大学経営力戦略」及び経済・財政再生計画改革工程表に基づき、以下の取組を進める。

○国立大学法人第3期中期目標期間(平成28～33年度)における国立大学法人運営費交付金において、機能強化に積極的に取り組む国立大学に対し、その機能強化の方向性に応じて、重点配分する仕組みを導入。学部等の再編・統合や大学間・専門分野間の連携等を含めた、大学の将来ビジョンに基づく改革構想の実現を支援。

○各大学の取組構想の進捗状況を確認、評価の上、予算配分における重点支援に反映。

○平成28年5月に国立大学法人等の資産の有効活用を図るための措置等を内容とする国立大学法人法の一部を改正する法律が成立。また、平成28年度から国立大学法人等が行う学生の修学支援に係る事業への個人からの寄附金について所得控除と税額控除の選択制度導入

## 3. 「経済・財政再生計画」期間内に目指す成果

○学部・学科改組を含む改革構想を提案した国立大学のうち当該構想を実現させたものの割合【2018年度50%】【2020年度90%】

○大学間連携を含む改革構想を提案した国立大学のうち当該構想を実現させたものの割合【2018年度60%】【2020年度90%】

○国立大学における寄附金受入額(2014年度:約0.07兆円)【2018年度:2014年度比1.2倍】【2020年度:2014年度比1.3倍】

## 4. 歳出改革の効果

○ 各国立大学の自己改革・新陳代謝が図られ、時代や社会のニーズに応じた人材育成・新たな研究領域等を見据えた組織の強化、若手が活躍する、活気ある教員組織への転換の実現。

○ 各国立大学が、民間の知恵や資金を生かした教育研究活動を志向することで、「大学からの教育研究活動の成果の普及」と「社会全体から大学への支援」からなる好循環を形成。

発現時期	(「集中改革期間」) 2016-2018年度	(計画対象期間) 2016-2020年度
効果額	—	—

# 国立大学経営力戦略（平成27年6月）

## 1. 基本的考え方

- 我が国社会の活力や持続性を確かなものとする上で、新たな価値を生み出す礎となる知の創出とそれを支える人材育成を担う国立大学の役割への期待は大いに高まっており、「**社会変革のエンジン**」として「**知の創出機能**」を最大化していくことが必要。
- 国立大学は、法人化のメリットをこれまで以上に生かし、新たな経済社会を展望した大胆な発想の転換の下、新領域・融合分野など新たな研究領域の開拓、産業構造の変化や雇用ニーズに対応した新しい時代の産業を担う人材育成、地域・日本・世界が直面する経済社会の課題解決などを図りつつ、**学問の進展やイノベーション創出などに最大限貢献できる組織へ自ら転換**。
- 各国立大学は、
  - ・ 既存の枠組みや手法等にとらわれない大胆な発想で、**学長がリーダーシップとマネジメント力を発揮**し、組織全体をリードする将来ビジョンに基づく**自己改革・新陳代謝を実行**
  - ・ 確かなコスト意識と戦略的な資源配分を前提とした**経営的視点で大学運営を行うこと**で経営力を強化。
- 大学共同利用機関法人は、大学の枠を越えた分野のナショナルセンターとして、**研究者コミュニティ全体、大学の機能強化及び社会への貢献を最大化させる役割を果たす**ため、経営力を強化。
- 文部科学省は、**基盤的経費である国立大学法人運営費交付金の水準を確保**しつつ、**自己改革に取り組む大学等にメリハリある重点支援**を実施するとともに、**必要な規制緩和**を行う。

## 2. 具体的内容

### （1）大学等の将来ビジョンに基づく機能強化の推進

各大学等の機能強化の方向性に応じた取組をきめ細かく支援するため、国立大学法人運営費交付金の中に3つの重点支援の枠組みを新設

### （2）自己改革・新陳代謝の推進

- ・ 機能強化のための組織再編、大学間・専門分野間での連携・連合
- ・ 「学長の裁量による経費（仮称）」によるマネジメント改革
- ・ 意欲と能力のある教員が高いパフォーマンスを発揮する環境の整備
- ・ 経営を担う人材、経営を支える人材の育成確保

### （3）財務基盤の強化

収益を伴う事業の明確化、寄附金収入の拡大、民間との共同研究等の拡大

### （4）未来の産業・社会を支えるフロンティア形成

「特定研究大学（仮称）」  
「卓越大学院（仮称）」  
「卓越研究員（仮称）」の創設

また、これらの大学改革を後押しするため、研究成果の持続的創出のための競争的研究費改革もあわせて実施。

# 国立大学経営力戦略の実行のための平成28年度予算 主な内容

国立大学法人運営費交付金 10,945億円（対前年度同額）

〔平成27年度予算〕

評価に基づく  
重点配分を実施

機能強化促進係数  
により捻出される  
財源も活用  
(約100億円)

〔平成28年度予算〕

機能強化のための  
3つの重点支援枠  
高等教育  
共通政策課題対応

## 【機能強化の方向性に応じた重点配分】

3つの重点支援の枠組みを新設し、新領域の開拓、地域ニーズや産業構造の変化に対応した人材育成等を行う組織への転換を促進。

重点支援①：地域のニーズに応える人材育成・研究を推進

重点支援②：分野毎の優れた教育研究拠点やネットワークの形成を推進

重点支援③：世界トップ大学と伍して卓越した教育研究を推進

## 【大学間の連携・協力に基づく取組への支援】

➢ 「共同利用・共同研究拠点」及び「教育関係共同拠点」で実施される大学全体の機能強化に貢献する教育研究の取組を重点支援 等

## 【附属病院の機能・経営基盤強化】

➢ 国立大学附属病院における人材育成、地域医療の中核拠点、高度先進医療などの機能を強化するための診療基盤の整備支援策を拡充  
※このほか、医療機械設備費を計上

## 【学長の裁量による経費の区分】

➢ 学長のリーダーシップを予算面で発揮し、組織の自己変革や新陳代謝を進めるため、教育研究組織や学内資源配分等の見直しを促進する仕組みを導入。

特別経費

一般経費

特殊要因経費

基幹経費  
(学長裁量経費含む)

特殊要因経費

# 評価結果の平成28年度予算への反映状況(大学別)

反映率	120%以下 110%以上	110%未満 100%以上	100%未満 90%以上	90%未満 80%以上	80%未満
重点支援①	9 大学 小樽商科大学、帯広畜産大学、 岩手大学、宇都宮大学、 長岡技術科学大学、三重大学、 京都工芸繊維大学、 奈良教育大学、和歌山大学	15 大学 北海道教育大学、弘前大学、 山形大学、埼玉大学、 横浜国立大学、新潟大学、 浜松医科大学、 名古屋工業大学、 豊橋技術科学大学、滋賀大学、 兵庫教育大学、高知大学、 熊本大学、大分大学、 宮崎大学	25 大学 室蘭工業大学、北見工業大学、 宮城教育大学、秋田大学、 茨城大学、上越教育大学、 富山大学、福井大学、 山梨大学、信州大学、 岐阜大学、静岡大学、 愛知教育大学、滋賀医科大学、 大阪教育大学、鳥取大学、 島根大学、山口大学、 徳島大学、香川大学、 愛媛大学、福岡教育大学、 佐賀大学、長崎大学、 琉球大学	4 大学 福島大学、群馬大学、 鳴門教育大学、鹿児島大学	1 大学 京都教育大学
重点支援②	1 大学 東京芸術大学	7 大学 東京医科歯科大学、 東京学芸大学、東京海洋大学、 電気通信大学、 政策研究大学院大学、 総合研究大学院大学、 奈良先端科学技術大学院大学	6 大学 東京外国語大学、 お茶の水女子大学、 奈良女子大学、九州工業大学、 鹿屋体育大学、 北陸先端科学技術大学院大学	1 大学 筑波技術大学	
重点支援③	3 大学 京都大学、神戸大学、九州大学	7 大学 北海道大学、東北大学、 筑波大学、東京大学、 一橋大学、名古屋大学、 大阪大学	5 大学 千葉大学、東京農工大学、 東京工業大学、岡山大学、 広島大学	1 大学 金沢大学	

※重点支援①については、平成28年度の重点支援において、運営費交付金の要求がなかった大学（旭川医科大学）は含めていない。



## 趣旨

我が国の大学における教育研究水準の著しい向上とイノベーション創出を図るため、文部科学大臣が指定する国立大学法人については、世界最高水準の教育研究活動が展開されるよう、高い次元の目標設定に基づき、大学運営を行うこととする。また、国立大学法人等の財政基盤の強化を図るための措置を講ずる。

## 概要

### 1. 指定国立大学法人制度の創設

#### (1) 文部科学大臣による指定

文部科学大臣は、申請のあった国立大学法人のうち、教育研究上の実績、管理運営体制及び財政基盤を総合的に勘案して、世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれるものを、国立大学法人評価委員会の意見を聴いて、「指定国立大学法人」として指定することができることとする。

#### (2) 指定国立大学法人に係る中期目標に関する特例

文部科学大臣は、指定国立大学法人の中期目標を策定・変更するに当たっては、世界最高水準の教育研究活動を行う外国の大学の業務運営の状況を踏まえないこととする。

#### (3) 国立大学法人評価委員会への外国人委員の任命

国立大学法人評価委員会の委員に、大学の運営に関する高い識見を有する外国人を委員に任命できることとする。

#### (4) 指定国立大学法人に関するその他の特例

- ① 研究成果の活用促進のための出資対象範囲の拡大
- ② 役職員の報酬・給与等の基準の設定における国際的に卓越した人材確保の必要性の考慮

### 2. 国立大学法人等の資産の有効活用を図るための措置

(1) その対価を教育研究水準の一層の向上に充てるため、教育研究活動に支障のない範囲に限り、文部科学大臣の認可を受けて、土地等を第三者に貸し付けることができることとする。

(2) 文部科学大臣の認定を受けた国立大学法人等に関しては、公的資金に当たらない寄附金等の自己収入の運用対象範囲を、一定の範囲で、より収益性の高い金融商品に拡大。

## 施行期日

平成29年4月1日（ただし、1. (3)については平成28年10月1日）

# 国立大学法人等が実施する学生等への修学支援事業に対する個人寄附に係る 税額控除の導入【所得税等】

国立大学法人等が行う学生の修学支援に係る事業への個人からの寄附について、税額控除と所得控除の選択制を導入する。

## 〔対象法人〕

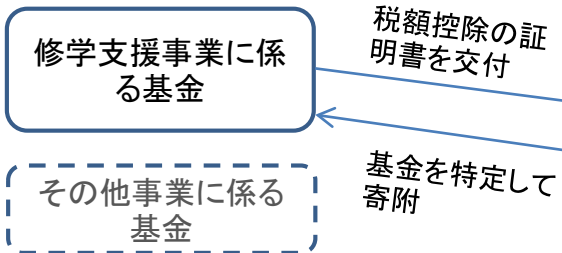
国立大学法人、公立大学法人、(独)国立高等専門学校機構、(独)日本学生支援機構(JASSO)

※これら法人のうち、PST(パブリック・サポート・テスト)要件等を満たす法人。

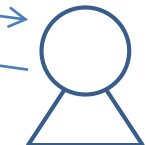
## 〔対象事業〕

経済的理由により修学が困難な学生等に対する①授業料減免事業、②奨学金事業、③留学支援事業、④TA(ティーチングアシスタント)・RA(リサーチアシスタント)等に係る費用負担

【国立大学法人等】



【個人】



所得控除と  
税額控除の選択

確定申告

税の還付

【税務署】



- ◆所得控除  
(寄附金額-2,000円)  
を**所得から控除**
- ◆税額控除  
(寄附金額-2,000円)  
×40%を**所得税額から  
控除**

○小口寄附に有利とされる税額控除制度の導入を契機に、個人からの寄附金の獲得をさらに推進することにより、学生の修学環境の改善ひいては国立大学の経営環境の改善が期待される。